

船橋市アライグマ等捕獲ワナ設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県が策定するアライグマ防除実施計画に基づくアライグマの防除を進めるとともに、ハクビシンによる生活被害を防止するために、アライグマ等捕獲ワナ（以下、「ワナ」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「アライグマ等」はアライグマ、及びハクビシンとする。

(対象者)

第3条 ワナの設置を申請することができる者は、船橋市内に所在する土地、及び建物の所有者、又は管理者とする。

(設置対象要件)

第4条 ワナは、次の各号に掲げる要件を全て満たす際に設置するものとし、市はワナ設置前に全ての要件を満たすことを確認する。

- (1) 前条に規定する土地及び建物の周辺で、アライグマ等による糞害、家庭菜園やごみ箱等への被害、家屋等への侵入（アライグマにあってはその個体もしくは疑わしい個体の出没が確認された場合も含む）のいずれかが確認されている。
- (2) 業による農作物への被害ではない。
- (3) 当該年度中に本事業によるワナ設置をしていない。
但し、ワナ設置期間終了後においても、アライグマ等による被害が継続して認められる場合にはこの限りではない。
- (4) ワナ設置場所は屋外の地上のみであり、屋内（天井裏を含む）には設置しない。
- (5) 設置希望場所の敷地内にワナ設置が可能なスペースがある。
- (6) ワナの稼働時（ワナを開けている状態）に、毎朝ワナの点検（見回り）ができる。
- (7) ワナの設置を希望する者（以下、「申請者」という。）自ら捕獲用エサの調達及び処分ができる。
- (8) 即時連絡可能な連絡手段を持っている。
- (9) 申請者がペットを飼育している場合、ワナに入らないよう管理ができる。

(設置期間等)

第5条 ワナの設置期間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ワナの設置期間は、8週間以内とする。
- (2) 1回に設置するワナの数量は、原則1基とする。
- (3) ワナの稼働は、日曜日の夜から、金曜日の朝までとする。
ただし、国民の祝日に関する法律に規定される休日及び年末年始等の閉庁日の前日夜には、稼働させないこととする。

(設置に係る申請)

第6条 申請者は、アライグマ等捕獲ワナ設置希望申請書（様式第1）により、船橋市長に申請するものとする。

(ワナの設置)

第7条 市は、前条の申請内容について確認し、適当であると認めるときはワナを設置する。

(ワナの回収)

第8条 前条で設置したワナは、第5条第1号に規定する設置期間内に、市が回収する。なお、設置期間内にアライグマ等を含む野生動物が捕獲された際には、ワナごと回収するものとする。

(費用)

第9条 ワナの設置及び使用に係る費用は無料とする。ただし、設置期間中に必要となる捕獲用エサの費用等については、申請者の負担とする。

(遵守事項)

第10条 申請者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (ア) ワナの設置は、船橋市内に限ることとする。なお、設置時に必要に応じて船橋市職員が立ち会うこととする。
- (イ) ワナの設置にあたっては、設置目的、設置場所及び設置期間等について近隣住民と問題が起きないように十分注意すること。
- (ウ) ワナの転貸等の行為は行わないこと。
- (エ) ワナの稼働は、第5条第3号に規定する稼働日を厳守すること。
- (オ) ワナの稼働中は、毎朝ワナを点検すること。
- (カ) アライグマ等を含めた野生動物が捕獲された時は、速やかに市が指定する連絡先へ連絡すること。
- (キ) 捕獲された動物には直接手を触れず、移動や処分等を行わないこと。
- (ク) アライグマ等を捕獲した時点でワナは回収するものとする。
- (ケ) 動物福祉の観点から、捕獲後は季節や天候に留意し、必要に応じてシート等でワナを覆い、雨風や直射日光を防ぐこと。
- (コ) ワナの設置期間内にワナによる事故等が起こらないよう、万全の注意を払うこと。万が一、事故等が発生した場合には、申請者の責任において対応すること。
- (サ) ワナを故障、破損、紛失等した場合は、速やかに市へ報告すること。なお、申請者の責めに帰すべき事由によりワナを故障、破損、紛失等させた場合は、申請者が修理費用及び再調達費用等を負担すること。

2 市長は、申請者が前項に掲げる事項を守らないときは、直ちに申請者にワナを返却させるものとする。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

アライグマ等捕獲ワナ設置希望申請書

(あて先) 船橋市長 松戸 徹あて

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

下記のとおりアライグマ等捕獲ワナの設置を希望するので、船橋市アライグマ等捕獲ワナ設置要綱第6条の規定により申請します。

設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者自宅（上記住所と同一） <input type="checkbox"/> その他（ <small>(所在地)</small> 船橋市 _____）
被害状況	<input type="checkbox"/> 家屋侵入、糞尿被害 <input type="checkbox"/> ペットへの被害 <input type="checkbox"/> 果実等食害 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
注意事項	<input type="checkbox"/> 船橋市アライグマ等捕獲ワナ設置要綱第10条第1項の 遵守事項について同意したので、設置を希望します。
ワナNo.	

[備考]

[船橋市使用欄]

担当者印

--